

住居届

☒新規☐変更☐消滅

記入例

住居の状況については、下記記載に間違いがないこと、なお、下記記載内容に変更があった場合には、提出日を記入(届出の理由が生じてから30日以内に提出ください。)

令和 〇 年 〇 月 〇 日提出

国立大学法人 香川大学長 殿	所 属・職 名	〇〇学部 教授		
	職 員 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇(8桁)	氏 名	〇 〇 〇 〇 〇
日中連絡可能な連絡先 ※必ず記入してください	勤 務 先 電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	個人電話番号 (携 帯 等)	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇@kagawa-u.ac.jp		

諸手当に関する問合せ窓口(給与関係事務委託先)：日本郵政コーポレートサービス㈱ ☎096-300-9438 メールアドレス kucc@jp-cs.jp
☎受付時間 平日9:00～18:00(12:00～13:00を除く) ※上記電話番号より問い合わせがある場合があります。

支給要件チェック欄
(該当する場合は□に○を記入してください。○がない場合は、支給対象外となります。)

☒ 自ら居住するための住宅に居住している(職員本人名義の家賃を支払っているか、または、職員本人名義の家賃を支払っている者の名義人である)
※大学法人から貸与された住宅に居住している場合は支給対象外となります

☒ 現在、実際に居住している (※通勤届の住居地と同一である)

☒ 自ら月額16,000円を超える家賃(駐車料金・共益費等は含まない)を支払っている
↳ ☒ 通帳名義が職員本人である (※配偶者や両親等が支払っている場合は支給対象外となります)

☒ 賃貸借契約の貸主は私の1親等以内の血族ではない

☒ 契約期間が1ヶ月以上である

支給要件チェック欄を全て満たした日付。借りて、住んで、家賃支払対象の開始となった日付を記入してください。
※家賃の支払義務免除期間(無料期間)がある場合は、支払義務が発生した日が事実発生日となります。

事 実 発 生 日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
届 出 の 事 由	☒ 採用 ☐ 転居 ☐ 契約関係の変更 ☐ その他 { }

消失の場合、記入はここまでで結構です。以下は空けておいてください。通勤届の住居地と同一であること。

住 居 地(※)	〇〇市△△町□□-□□
契 約 開 始 日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
家 賃 額	〇〇,〇〇〇 円 (契約書を参考に、駐車料金を含め、家賃と分類できない料金がある場合のみ、下欄にチェックを入れ、住居賃貸借証明書(大家さんが分類できない、または分類した場合の金額を証明したもの等)を添付してください。)
家賃と分類できない料金	☐ 駐車料金 ☐ 共益費 ☐ 光熱水料金

添付書類：契約書(写)
借家または借間契約に關する契約書のコピーを届と共に提出してください。家賃を支払ったことが確認できる書類(通帳名義は職員に限る。通帳からの振込の場合、支払明細書の振込額と通帳の名義はいずれも職員でなければならない。)

不正に手当の支給を受けていた場合は、届出の事実に変更があった場合は、速やかに再度届出を行ってください。
この届に記載された事項は、給与計算に利用させていただきます。この手続きに関するお問い合わせは、給与課までお願いいたします。

本人名義で家賃の支払いをしたことが確認できる書類を提出してください。(通帳の引き落としのページと名義がわかる表紙のページの写し・領収証等)

提出期間
○事実発生日から30日以内
届の提出(受付日)が事実発生日から30日を過ぎますと提出日の翌月より支給(月の初日の場合はその月から支給)。減額、支給要件の消失の場合は事実発生日に遡っての変更となります。
※非常勤職員は、日々雇用の場合のみ住居手当の対象です。

提出日(受付日)が事実発生日から30日を過ぎますと提出日の翌月より支給(月の初日の場合はその月から支給)。減額、支給要件の消失の場合は事実発生日に遡っての変更となります。
※非常勤職員は、日々雇用の場合のみ住居手当の対象です。

家賃額	支給額
16,000円以上 ～ 27,000円未満	家賃額-16,000円
27,000円以上 ～ 61,000円未満	家賃額×1/2-2,500円
61,000円以上 ～	28,000円

※ただし、100円未満の端数を生じたときは切り捨てた額

給与福利課長 給 与 福 利 課

給与福利課長 給 与 福 利 課

※以下、枠内は諸手当担当者が記入
〇 月から 手当額 △△,△△△ 円
現在 円

受付欄
受付
〇.〇.〇

国立大学法人香川大学